

令和5年度北海道地域集積協力金交付事業・ 集約化奨励金交付事業推進方針

令和5年（2023年）7月24日
北海道農政部農業経営局農業経営課

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記3の第11の4に基づき、次のとおり令和5年度北海道地域集積協力金交付事業・集約化奨励金交付事業推進方針を定める。

記

1 重点的に推進する地域の考え方

本道の担い手への農地の利用集積率は9割を超え、高い水準を維持しているものの、一部の地域においては集積が進展しにくい事情を抱えているほか、依然として農地の分散が見られ、集約化が進んでいないことから、集積率が一定程度低い地域や農地の受け皿となる法人等の設立（検討含む）により農地集積・集約化の機運が高まっている地域を重点的に、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の対象地域として推進する。

2 推進方法・推進体制

担い手への農地集積・集約化を加速化させるため、市町村との意見交換や説明会等の場を通じ、地域計画の策定に向けた取組を地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の活用と一体的に実施するよう推進する。

推進に当たっては、北海道農政事務所、北海道農業会議及び農地中間管理機構と連携を図るものとする。

3 実施地域数の目標

令和5年度における地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の実施地域数の目標は、集積率が概ね80%に達していない40市町村及び法人等の設立が予定又は検討されている地域のうち、10地域程度とする。